**事業譲渡契約書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部の譲渡につき次のとおり契約を締結する。

第１条（目的）

1. 甲は乙に対し、●年●月●日（以下「譲渡日」という。）をもって、甲の●に関する事業及びこれに関連する事業（以下「本事業」という。）を譲渡する。
2. 甲と乙とは、手続の進行に応じて必要がある場合には、甲乙協議の上譲渡日を変更することができる。

第２条（譲渡財産）

　前条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という。）は、譲渡日現在の甲の本店営業に属する資産及び負債とし、その内容は本契約締結後甲乙協議の上これを決定する。

第３条（譲渡価額・支払方法）

1. 本事業の譲渡の対価は、譲渡財産の譲渡日現在における時価を基準とし、甲乙別途協議の上決定する。
2. 前項の対価の支払方法及び支払時期については、甲乙協議の上これを決定する。

第４条（引渡時期）

　譲渡財産の引渡時期は譲渡日とする。ただし、法令上の制限、手続上の事由により必要あるときは甲乙協議の上、これを変更することができる。

第５条（善管注意義務）

　甲は、本契約譲渡後譲渡財産の引渡完了にいたるまで、善良なる管理者の注意をもって譲渡財産の管理を行い、譲渡財産に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ乙と協議し合意のうえこれを行う。

第６条（従業員の取扱い）

　乙は、本事業に従事する甲の従業員を譲渡日において引き継ぐ。

　従業員に関するその他の取扱いについては、甲乙協議の上これを決定する。

第７条（事情変更）

　本契約締結後譲渡財産の引渡完了にいたるまでの間において、天災地変その他の不可抗力により譲渡財産に重大な変動を生じた場合には、甲乙協議の上譲渡条件を変更することができる。

第８条（社内手続）

1. 甲及び乙は、本件契約に先立ち、●年●月●日までに、本件契約を締結する旨の取締役会決議を得るものとし、その議事録の写しを相手方に交付する。
2. 甲は、本件契約締結後、本件事業譲渡実行日までに本件契約を承認する旨の株主総会決議を得て、その議事録の写しを乙に交付する。

第９条（効力の発生時期）

　本契約は、前条に定める承認を得、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に定める届出の効力が生じ、また、その他の法令により必要とされる手続が完了した時に効力が生じる。

第１０条（負担）

1. 譲渡財産に対する公租公課その他の負担は、納税告知書、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、日割り計算により事業譲渡実行日前日までの分は甲が、事業譲渡実行日以降の分は乙が、それぞれ負担する。
2. 譲渡財産に関する電話料金・水道光熱費等の負担については、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、日割り計算により事業譲渡実行日前日までの分は甲が、事業譲渡実行日以降の分は乙が、それぞれ負担する。

第１１条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。
2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

（１）開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

（２）開示を受けた際、既に公知となっている情報

（３）開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得した情報

1. 本条の規定は、本契約終了後も●年間、引き続き効力を有する。

第１２条（費用負担）

　本契約に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙はそれぞれ、本契約の交渉・作成、署名捺印及び義務の履行に関連して自己が支払ったすべての費用(弁護士、公認会計士等の第三者に対する報酬及び費用を含む。)を各自負担する。ただし、相手方の債務不履行を原因として損害の賠償、補償等を求める場合の費用についてはこの限りでない。

第１３条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とする。
2. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第１４条（誠実協議）

　本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●